

分野1 生活暮らしの支援

<現状と課題>

福祉サービスに対するニーズの多様化に伴い、個々のケースに応じた支援や、ライフステージに応じた一貫した支援が求められています。ほか、これから地域福祉を担う人材の育成が求められています。

医療的ケアを必要としている障がいのある人や、重度障がいのある人、発達障がいのある人など、様々な支援を必要とする人が地域で生活していくための支援体制や、障がいのある人が高齢になっても安心して暮らすことができるよう支援体制を充実させる必要があります。

障がいのある人の社会参加促進のため、必要な移動手段が求められています。

<2016年度 障がい児者実態等調査から>

希望する生活のためにあればいいこと

- ・高齢になっても安心して生活できること（障がい者調査
54.4%、障がい児調査 31.3%、難病患者調査 47.2%）
- ・困ったときに相談できて教えてくれる場所（障がい者調査
36.3%、障がい児調査 31.3%、難病患者調査 32.4%）

◆基本方針

基本方針1 障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々のニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤の一層の充実を図ります。

基本方針2 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる

かんけいきかん じぎょうしゃ ほ ら ん て い あ と う ち い き ふくしりょく
 よう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の福祉力
 しゃかいしげん かつよう ら い ふ す て 一 じ お う き め
 社会資源の活用により、ライフステージに応じた切れ目
 そ う だ ん し え ン さ ー び す て い き よ う たい い せ い じ ゆ う じ つ は か
 のない相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

◆基本施策

- 基本施策1** 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 基本施策2** 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 基本施策3** 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
- 基本施策4** 地域福祉を担う人材育成・確保

◆基本施策1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

- 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めます。
- 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた一貫した支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域資源を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
- 重度障がいのある人、医療的ケアが必要な障がいのある人にに対する支援の充実について検討を進めます。
- ~~発達障がいのある人や、障がいのある方だけではなくその家族の方~~ に対して、関係機関の連携を図りながら、~~ライフステージに応じた~~ 一貫した支援の充実に努めます。
- ~~発達障がいのある人に対して、個々の特性に応じた支援が適切に行われるよう、支援体制の充実に努めます。~~
- 難病患者に対して、難病等の特性（一日の中での病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に応じた障害福祉サービス等の提供に努めま

す。

- 障がいのある人が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、
地域生活支援拠点等の整備など、必要な支援体制についての充実を図ります。
- 移動支援事業については、その対象となる外出の範囲等の拡充について、引き続き検討を進めます。

<重点取組>

◆相談支援事業の充実

障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業の充実を図ります。

相談支援事業所においては、地域支援員~~を~~の配置~~して~~などにより、区役所をはじめとする関係機関や地域福祉関係者との連携を図るほか、地域で生活する障がいのある人をピアソーターとして配置~~し~~するなど、当事者主体による活動を支援します。

また、基幹相談支援センターにおいては、相談支援事業所に対する専門的な助言、計画相談支援や地域移行・地域定着支援の推進、ピアソーターの活動支援を行います。

⇒ 障がい福祉計画の部(98ページ)もご覧ください。

◆自立支援協議会の運営及び組織体制の見直し

各部会(地域部会、専門部会)を中心に、個別のニーズから地域課題を抽出し、解決を図ることを目的として、情報の共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図る

とともに、地域の支援体制の整備について協議を行います。

また、「まちの課題プロジェクトチーム」を設置し、さまざま
な地域課題の検討・整理を行っています（22ページ参照）
地域課題の解決に向けた組織体制の見直しを行い、各プロジェ
クトチームや各部会を含め、施策への意見反映など、実行性の
ある取組を進めていきます。

◆障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供
障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス
の提供基盤の充実のほかを図るとともに、新たに設けられた
サービスについても、同様に円滑な提供に努めます。
また、障がいのある人に対する交通費助成、機能回復・訓練、
特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供に努めま
す。
⇒ 障がい福祉計画の部（83ページ以降）もご覧ください。

◆重度の障がいのある人に対する支援（パーソナルアシスタンス事業）
在宅で生活する重度障がいのある人が地域住民等から介助
を受けた場合に必要となる費用を支給するパーソナルアシ
スタンス事業の実施など、重度障がい者のある人が地域で安心
して暮らしていくことができるよう、個々の状況やニーズに
対応したきめ細かな支援をの提供しに努めます。地域で安心
して暮らしていくことができるよう、有償ボランティア等の
地域福祉力を活用した住組を取り入れるなど、介助制度の充実
を図ります。

※ ~~ぱーそナルアシスタンス事業（札幌市独自の制度）~~
~~在宅で生活する重度の身体障がいのある人が、地域住民~~
~~等から介助を受けた場合に必要となる費用を支給します。~~

◆ 医療的ケアが必要な重度の障がいのある人に対する地域生活
支援の充実の検討

医療的ケアを必要とする重度の障がいのある人が安心して
日中活動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることが
できるよう、サービス提供基盤の整備について検討します。

◆ 障がいのある人の高齢化に対する支援の検討

高齢化により心身の機能が低下した方が地域で安心して生活
できるよう、地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者
総合支援法や介護保険法のサービスを中心に、ボランティア等
の地域資源も活用するなど、支援体制のあり方について
引き続き検討し、支援の充実を図ります。

また、新たに設けられた共生型サービスの導入を始め、
高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用について検討
します。

※ 共生型サービス

平成30年度から障害福祉サービス事業所等であれば、
介護保険事業所の指定も受けやすくなる特例が
設けられます。

◆~~移動支援事業の拡充の検討~~

~~移動支援事業については、利用対象となる外出の範囲等について、市民ニーズを踏まえ、その拡充に向けた検討を引き続き進めます。~~

⇒ ~~障がい福祉計画の部（101ページ）もご覧ください。~~

◆~~ボランティア等の地域福祉力資源を活用した支援体制の充実の検討~~

~~障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、ボランティア等の地域福祉力資源を活用した支援体制のあり方について検討します。~~

◆~~障がい児・者支援施策の再整理・一元化~~

~~平成27年4月（予定）から、障がい児・者に関する施策展開を保健福祉局に統合し、児・者一貫した切れ目のない支援の実現を目指します。~~

◆~~要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）~~

~~ごみステーションにごみを排出することが困難な高齢者や障がいのある人などへの支援として、生活ごみを玄関先から収集したり、大型ごみを家の中から運び出して収集します。~~

◆~~発達障害者支援体制整備事業~~

~~個別支援ファイル（サポートファイルさっぽろ（※1））の作成~~

しゅうちかつようそくしん しえんしゃ じんざいいくせい ペアレンツメントー（※2）
と周知活用促進、支援者の人材育成、ペアレントメンター（※2）
とう かつよう かそくしえん ふきゅうけいはつさっし さくせい はいふ とりくみ
等の活用による家族支援、普及啓発冊子の作成・配布などの取組に
はったつしよう ひと しゃかい じゅうぶんかつやく しえん
より、発達障がいのある人が社会で十分活躍できるよう、支援の
たいせい とくく 体制づくりに取り組んでいます。

また、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、個々の
はったつしよう しゅ とくせい おう しえん てきせつ おこな
発達障がい者の特性に応じた支援が適切に行われるよう、福祉
きーひすじぎょうしょとう たい にじしょうがい こうどうしょうがい しえん
サービス事業所等に対し、二次障害、行動障害があるなど支援が
こんなん じれい せんもんてき じょげん かんけいきかん れんけいちょうせい きかん
困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの機関
しえん おこな
支援を行います。

※1 サポートファイルさっぽろ

さっぽろし さくせい ふあいる ほこしゃ こ せいちょう
札幌市が作成したファイルで、保護者が子どもの成長を
きろく かんけいしゃ こ こせい とくちょう はったつ
記録し、関係者がその子どもの個性や特徴、これまでの発達の
けいか きょうつうりかい
経過を共通理解するためのもの。

※2 ペアレントメンター

はったつしよう こ そだ けいけん い おな
発達障がいのある子どもを育てた経験を活かして、同じ
なやみ も おや き も よ そ そうだん う かんけい
悩みを持つ親たちの気持ちに寄り添い、相談を受けたり関係
きかん しょうかい おこな せんばいおや さっぽろし
機関の紹介などを行うつたりする先輩親のこと。~~札幌市では平成23年度からペアレントメンターの養成事業を行って~~
~~いる。~~

【参考】自立支援協議会 まちの課題プロジェクトチーム

~~札幌市自立支援協議会に、「まちの課題プロジェクトチーム」を設置し、さまざまな地域課題の検討・整理を行っています。~~

~~平成25年度検討内容~~

- ~~・ヘルパー技術向上のための研修会開催~~
- ~~・教育と福祉の連携に係る課題検討会~~
- ~~・市営住宅への単身入居を含む住まいの課題~~

~~※ 平成25年度活動報告書 → 札幌市のホームページを参照。~~

基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実を図ります。
- 精神障がいのある人が、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、介護、地域の助け合いなどが包括的に確保された、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

◆重点取組

- ◆地域移行支援・地域定着支援
入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します。

⇒ 障がい福祉計画の部（91ページ）もご覧ください。

◆自立生活援助（新規）

施設入所支援や共同生活援助を利用してみたい障がいのある人に対して、定期的に巡回訪問をするなど、円滑な地域生活に向けた相談や助言を行う障害福祉サービスが新設されました。他のサービスと同様にこのサービスの円滑な提供にも努めています。

⇒ 障がい福祉計画の部（91ページ）もご覧ください。

◆グループホーム等の整備推進

グループホームの整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。

⇒ 障がい福祉計画の部（89ページ）もご覧ください。

◆地域生活の体験支援

施設・自宅以外の場所（地域生活体験室）に宿泊して地域生活を体験していただくことで、身体に障がいのある人の地域移行を促進します。

◆住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組（再掲）

⇒ 37ページ参照

◆入所施設等との情報共有・連携

地域移行の推進を図るため、入所施設の施設長等と課題や

先駆的事例等に係る情報・意見交換会を行うことで、関係機関
相互に地域移行に関する知識を高めます。

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための
関係機関による協議の場の設置（新規）

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指
し、自立支援協議会精神障がい者地域移行推進プロジェクト
における議論経過も踏まえ、医療、福祉、介護等関係者による協議
の場を設置し、検討を進めます。

⇒ 障がい福祉計画の部（89ページ）もご覧ください。

基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援・開発支援

- 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。
- 札幌市内の中 小企業者等が行う、健康・福祉関連分野等の新製品・新技術の開発を促進します。

＜重点取組＞

◆補装具費の支給、日常生活用具の給付

障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある人の身体機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具・日常生活用具を適切に支給します。

⇒ 障がい福祉計画の部（100ページ）もご覧ください。

◆福祉用具の普及（展示など）

身体に障がいのある人が用いる補装具、日常生活用具、自助具等の普及を目的に福祉用具の常設展示コーナーを設け、福祉用具に関する各種相談に応じるなど、普及に努めます。

◆札幌型ものづくり開発推進事業

「健康・福祉関連分野」等を対象とした、市内中小企業者が行う新製品・新技術の開発を支援します。

基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

- 各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

＜重点取組＞

◆障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施（新規）

福祉・介護サービスの分野が人手不足にある状況を考慮し、事業所の安定的運営を確保するため、障害福祉サービス事業所等に對し支援を実施します。

◆ボランティア活動への支援（再掲）

→ 16ページ参照

◆福祉サービス提供事業者等に対する研修の実施（再掲）

福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス提供に關係する技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。

◆ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制の充実の検討

さいけい
(再掲)

⇒ 21ページ参照

◆元気なまちづくり支援事業

区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりの
推進を目的として、区の創意工夫や裁量によって、障がいのある
人をはじめ市民が主体的に行う地域課題解決に向けた取組に
対する支援を行います。

関連計画（分野2：生活支援）

◆札幌市地域福祉社会計画

◆札幌市住宅マスタークラス2011

◆札幌市市民まちづくり活動促進基本計画

◆札幌市産業振興ビジョン